

議 事 録

件 名	第 2 1 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 5 年 6 月 5 日（水）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 （質問等）	<p>会長挨拶</p> <p>会 長： 皆さんお晩でございます。それでは第 2 1 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を開催いたします。前回の議事録が間に合いましたので、皆さんのお手元に用意しました。本日はおさらいという事ではなく、前回の続きを議論したいと思います。前回、A 委員からのご提案などを基に前文について色々な議論をしましたが、もう一つ提案のあった「水、大気、大地」という問題をどうするのかを考えるという事と、あとは皆さんの条例に対する思いが条文に反映されているかどうかの確認をするという事で、引き続き早い時期の開催になりました。</p> <p>資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 第 1 9 回の会議の時にも、A 委員からご提案のあった、「水、大気、大地」という事について議論を少ししましたが、ちょっと詰めきれていなかったのと、大事なお話という事で、もう少し皆さんと議論をしたいと思っております。最初に A 委員からご提案いただいたのは、「良好な景観と豊かなみどり、それにつながる水、大地、大気を将来にわたり守り」というような条文を追加して欲しいという事で、第 1 9 回の際にちょっと議論をさせていただきました。その時には、前文もしくは理念の中に入れてはどうかという意見や、別項目の中で記述したほうが良いのではないかと両方の意見があったと思っております。違うところに記述するのであれば、第 6 節に「みどりの保全・育成」という項目があり、 第 3 0 条に「在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであることから、何人もその保全に配慮するとともに、在来植物による緑化に努めなければなりません。」とありますので、この前後にでも追加してはどうかという意見だったと思います。なお前回は頑張りすぎて時間が大分押してしまいましたが、会場の都合もでございますので、本日は 2 0 時 3 0 分を目処に進めて行きたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。何か補足等がありましたら A 委員お願いします。</p> <p>A 委 員： 前回は戻ってもう一度説明します。私の記憶もかなり曖昧なのですが、私は 2 つ提案しています。もう一度読みますけれども、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．良好な景観と豊かな緑の中で生活する人間をはじめ、あらゆる生物の生存環境の基盤となる水、大気、大地の保全に努める。 2．みどりは山から市街地、海へと連なる大きな面として、景観形成の軸である。人々の癒しの場であり、生産地であり、環境保全、防災等、多様な役割
会議内容 （質問等）	

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>をもつ。それらを十分に生かしみどりの質的な向上を図る。 という事で提案しました。</p>
	<p>会 長： A委員から二つの提案がございました。どこに当てはまるのかというのは皆さんに考えていただいてよろしいですね。</p>
	<p>A 委員： 第6節のみどりの保全・育成に関わるのか、それとも基本理念なのか、私もちょっと分からないので皆さんにもご提案いただければと思います。</p>
	<p>会 長： 第19回でご提案があった時に、環境条例にも関連するのではないかという意見もありましたけれども、景観緑化という条例を作る目的からすると入れてもおかしくはないし、他市でも入れているところはあるというご意見もいただいておりますが、目的の部分は簡潔にしたほうが良いのではないかとご意見もいただきました。また、入れるのであれば前文なのか理念なのかという事もあり、それについては確定していませんが、大切な事だという認識はあります。あと、みどりの定義についても議論があり、その中に「水、大気、大地」という事が含まれるのではないかとご意見もいただきました。何かご意見はありませんか。まずはこの「水、大気、大地」というのが景観緑化の中のみどりという部分の大切な要素であるという事の確認と、入れるか入れないかという事も含めて、皆さんの確認が取れたら良いのですけれども、そここのところはどうか。前回ご意見をいただいているところではあります、よろしくをお願いします。</p>
	<p>D 委員： ちょっとよろしいですか。基本理念の第6項に「良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が～」とあり、同じような解釈の文章が出ているのです。改めて何度も記述するような事ではないと思うのです。基本理念で謳っている以上、必要ないのではないかと私は思います。</p>
	<p>会 長： どこに含まれているのでしょうか。「多様な生物が生息する自然環境」とありますが、その「自然環境」という部分に「水、大気、大地」は含まれるという解釈でしょうか。</p>
	<p>D 委員： そうです。同じ事を2度も3度も言う必要はないのではないかと思います。</p>
	<p>会 長： 基本理念にはそのような文言は必要ないのではないかとご意見です。理念にはいらないけど、第6節に入れてはどうかというご意見もあったと思います。意味合いとしては含まれているという事でも、あえてそれが大切なんだという事もあるのではないのでしょうか。</p>
	<p>D 委員： あえて同じような文章は必要ないと思います。</p>
	<p>F 委員： 理念の中に似たような言葉があるのですが、実はその理念というのは、これ以下の条文の中に具体的に出て来なければいけないと思います。前文もそうですけれども、理念というのは条例を生かすためのタイトルの文言であり、そ</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>れ以下の条文の中で具体的に文言として出て来なければいけないのではないかと思います。ですので、同じような言葉のようですが、例えばここでいう「自然環境」というのは、A委員が今おっしゃっていた「水、大気、大地」、そして文書の2番目にある「みどり」だと思っております。後ろに出て来る条文は、より具体的な文言になれば私は良いと思っております。A委員の提案のとおり第3条に入れるという事であれば、今おっしゃられたような意見も考えられます。ただ後ろの条文に具体的に出てこなければ少し変ではないかと思っております。私も全ての条文を覚えている訳ではないので、それに値する条文があるかどうかの確認は出来ていませんけど。</p> <p>会 長： それで第19回の時に、別な箇所に入れるのであれば、第6節が良いのではないかというご意見をいただいております。</p> <p>F 委員： 同じ事の繰り返しになるかも知れませんが、理念にある事は、それ以降の条文で生かすべきだと思います。</p> <p>会 長： 基本理念はそのままにして、第6節で少し詳しく「水、大気、大地」などという事にふれてはどうかという事ですね。どうでしょうか。A委員は基本理念という事にこだわるのでしょうか。</p> <p>A 委員： いいえ、基本理念がふさわしいのか、他の所のほうがふさわしいのか、私はまだ分かっていないのですけれども、あえて「水、大気、大地」にこだわったのは、いくらみどりが溢れていても、大気が汚染されると全く駄目になってしまうという事を、私たちは2年前に経験したからです。今まで出て来たものを色々見ていますと「水、大気、大地」については条文には全く出て来ないのです。色々な表現があるのかも知れませんが、あえて私はこの言葉にこだわりたいのです。理念のほうがふさわしいのか、みどりの保全のところがふさわしいのか、ちょっと良く分かりませんが。</p> <p>会 長： どこに入れるのかといった問題は別として、大切であるという事については皆さんの認識が一緒だということではよろしいでしょうか。第19回の時にA委員の思いとして、原発事故があって皆さん大変な思いをしたという事から、やはり「水、大気、大地」は大切だということを皆さんに是非おさえていただきたい、ぜひ条文に入れていただきたいという事から、ご提案をいただきました。どこにどのように入れたほうが良いといったご意見を皆さんからいただきたいのですが。</p> <p>F 委員： もしA委員の提示している2つが加わるとすれば、いずれにしても第6節の「みどりの保全・育成」という部分ではないかと思っております。この第6節には(在来植物の保全等)という事で在来種の事しか書いていませんが、この「保全・育成」というのは色々な領域があるのではないかと思うので、A委員の提言を入れるとすれば、例えば、第31条に1つ目の提案を入れて、見出しを(水・大気・大地の保全)というようにすれば良いのではないのでしょうか。そして第32条に、A委員の提案の2つ目を入れて、見出しを(みどりの質的な向上)</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>とでもすれば良いのではないかと思いました。そうすれば「みどりの保全・育成」というのは、在来種だけではなくて、もっと広い範囲になるのではないかという感じがしました。</p> <p>会 長： 「みどりの保全・育成」を大枠で捉えると、在来種の保全だけではなく「水・大気・大地」というのが関わってくるという事ですね。他に何かご意見ないでしょうか。何かこだわりなどがあれば、ご意見を聞かせていただきたいと思います。大切な事ですから入れるという事に関しては、皆さん逆の意見はないようですので、後はどこに入れるかという事だと思います。基本理念ではなくて、入れるのであれば「第6節 みどりの保全・育成」の部分ではないかというご意見を今いただいております。理念に入れるべきだという意見はないでしょうか。B委員何かご意見があるでしょうか。</p> <p>B 委員： この件について私は、前々回の会議の中でお話しているので、繰り返になりますけれども「水・大気・大地」という言葉ですが、これは条文の中で明記しても良いと思っています。どこの項目に入れるかという事についても、先程F委員がお話されたところで良いと思います。そこに(自然環境の保全)あるいは(水・大気・大地の保全)というような項目を設けて、「みどりを守り育てる水・大気・大地を良好な状態にするよう努めなければならない」というような条文にすれば良いのではないかと考えています。</p> <p>会 長： ありがとうございます。前回、C委員からご意見をいただいていたと思いますが、何かございますか。</p> <p>C 委員： 特にありません。</p> <p>会 長： 大切な事ですので、この内容を入れるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>C 委員： 良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： これについてはリーダー会議に持ち帰るという事でよろしいでしょうか。入れるという前提で叩き台を作らないといけないと思いますので。皆さんのご意見としては第6節に入れるという事のほうが多いようです。よろしいでしょうか。ご提案の2つ目ですけども、「質的向上を図る」とありますが、こここのところの説明をもう少ししていただければと思いますので、A委員よろしく願いいたします。</p> <p>A 委員： 以前いただいた資料を読み返してみたのですが、「みどり」の役割について、こういう役割もありますという事のPRが不足していたと思い、付け加えさせてもらいました。「みどり」というのは農業や林業といった生産の場でもありますし、防災にも役立っていると思います。山の斜面に木があるという事は土砂崩れや水害を防ぐといった役割も果たしているのです、人々の癒しとか目にやさしいといった「みどり」もありますけれど、このように役立っている「みどり」もあるという事で付け加えさせてもらいました。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 癒しであったり、生産であったり、環境保全であったり、防災であったりと、みどりには多様な役割があるという事ですね。それらを充分にいかして、「みどり」の質的向上を図るという事ですね。この「質的向上」とはどのような事なのでしょう。</p> <p>A 委員： 私の考えでは、「質的向上」というのは、例えば土砂が崩れそうな所を補強するために植林するというように、防災の観点から見て、もう少しみどりを増やすとより安全な街づくりに繋がるのではないかと思ったのです。みどりから安全な街も出来るのですよね。そういう意味でした。</p> <p>会 長： この「質的向上」というのは、どちらかという「防災」に関わる部分が大いという事ですね。F 委員も先程、入れるのであれば第6節が良いのではないかという事を言っておりましたが、それについては何かありますか。</p> <p>F 委員： それよりは「みどりの保全」とかにしたほうが良いのでしょうか。今、お話を聞いていてそう思いました。先程も「自然環境の保全」などとして括れば良いのではないかという話もありましたし、そこで、具体的に「水・大気・大地」などと記述すれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 一緒に括ってしまえば良いという事でしょうか。</p> <p>F 委員： ただ、「みどりの保全」という言葉が良いかどうかは分かりません。「質的向上」という言葉になると、ここだけ何か違う感じがします。「在来種の保全」あるいは「自然環境の保全」と来て、ここだけ「質的向上」と言うと語呂合わせが良くないような気がするので、何か良い言葉があれば「何々の保全」というようにすれば良いと思いました。</p> <p>会 長： 後は、みどりは繋がっているようなお話をA委員からいただきましたね。一部分ではなくて山から市街地へ連なる大きな面としてのみどりという事ですね。そういう何か大きな括りの中の景観なのか、これは一つの問題として何か考えなくてはならないですね。「防災」については何か特別な思いはありますか。</p> <p>A 委員： 「防災」という文言がなかったから入れたのです。今、会長が説明されたとおり「みどりは単発的ではなくて連なっているものだよ」という文言をぜひ入れたかったのです。山から海まで市街地を含めて、トータルに見なければならぬのかという思いがあってこの文章を作ったのです。</p> <p>会 長： トータルという事で考えると、漁組が山に「みどり」を植える運動をしています。これは山に木を植える事で葉っぱが落ちる、やがてそれが土に還り豊富な栄養分となり川に染み出る、それが海に流れ込む事で魚が増える事に繋がる。このような事も何処かにはまるのであれば載せたいですね。「連なっている」という部分と「防災」という部分を更に明記したらどうかという意見です。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>皆さんからご意見はないでしょうか。リーダー会議に持ち帰ってよろしいでしょうか。</p>
	<p>C 委員： ちょっとよろしいでしょうか。あくまでも、この条例は「景観・緑化」という事なので、あまり広げるのは良くないと思います。市には色々な条例があって、例えば防災ならそれに関する条例があると思うし、それ以外にも教育や生活等といったものに関連する条例が沢山あるように思います。ですので、最初の頃に皆さんで話し合った、どこがどうだとか、ここが良いだとか、ここからの眺めが良いだとか、このような行為はしないようにしてもらおうだとか、そういったような事だと思うのです。市民生活の上で、この条例と関わる事は沢山あると思いますけど、あれこれ入れると、多分他の条例と重複してくるところがあると思います。例えば、今お話し合いをした内容のような条例になったとし、この条例に基づきあそこの川辺を「防災」のためにも緑化をしましよと進めた場合と、防災関係の条例から進めるのとは別だと思えます。そのような絡みが色々出て来ると思うので、もっともっとシンプルに考えたほうが良いと思います。最初の頃に話し合った感じのような事を意識していったほうが良いように思います。多分色々な意味からしても「防災」とかも必要であろうとは思いますが。例えば「防災意識」という事、あるいは「防災のための緑化」という事になると、少し違うかなと思えます。</p>
	<p>A 委員： もちろんそれがメインではありません。私からすると、「防災」の役割もしていますよという一文なのです。C委員のおっしゃる事もよく分かりますけど、そういう役割もありますよという事なのです。</p>
	<p>C 委員： ですから、そういう役割もありますという事で、条文の中に「防災」という文言が表現されると、「景観・緑化」という観点からするとちょっと違うような感じがします。「緑化」を進めて行かなければならない理由は、この条例を作るにあたって色々あると思いますけど、「防災」というものを加味し緑化をするにしても、景観的な観点でそこはこうして欲しいですよというのが、我々の目指すところだと思うのです。そこに文言表現とはいえ、「防災」という制約を加えるような条例にはならないのではないかと思います。「景観」とか「緑化」とか、単純にそこを考えると良いと思います。「防災」という言葉が必要であるのならば、関係するところでやってもらうような記述であれば良いとは思いますが、この条文の中にそのような事まで表現してしまうのは、それは違うような気がします。</p>
	<p>A 委員： おっしゃる事は本当に良く分かります。私が色々な条文を見た中で思ったのは、条文というのは「みどり」とか「景観」というのが人々の心に、このように働きかけますよ、例えば心を癒してくれますよとか、色々な生き物たちの棲みかですよとか、色々な啓蒙をしてくれているのです。私はそれらと並列に考え、「みどり」というのは「防災」の面でも役割があるという事で入れたのです。</p>
<p>C 委員： ですから、私が言いたいのは、この条例がそもそもそのようなポジションな</p>	

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>のかという事です。A委員の言われる事もそのとおりであり、全然間違っていないのですけれども、この条例がどこのポジションにあるかという事です。それが、今お話された内容のとおり「防災」というところにも関わるという事になると、他の部署の事だと思うのです。また元に戻るのですけれども、単純に景観とみどりだけで良いと思います。どうしてこのようになってしまったのかと思っています。我々が最初にこれを始めた時の認識のように、景色の良いところは景色を良くし、歴史のあるところについては子孫に残して行こうというような事で良いのではないかと思うのです。どの位置に、どのような表現で条文に入ってきて、それがどのような実行性を持つのが私はイメージ出来ないのです。もし「防災」という事で、植樹をすとか植林をすとなった時に、この条例が何かの制約を与える事になるのかと思ったところです。</p> <p>A 委員： 私はそこまで深く考えていません。先程の説明の繰り返しになりますけれど、人々が憩う場所であったり、生き物たちが住む場所であったり、そういう位置付けの中の一つなのです。「みどり」というのは「防災」という機能もあるのですよという事なのです。条文には色々な機能について書いてありますけれど、私はその単なる機能の一つとして「防災」を付け加えたかったのです。</p> <p>C 委員： 分かりました。今言われたお話だったら分かります。例えば「みどり」とは、我々の心を癒します、子供の教育にも役立ちます、それらと同じように防災にも役立ちますというような単純な文章配列ですね。</p> <p>A 委員： そうです。条例の中では「防災」について全く触れられていなかったんで、そういう視点からも「みどり」の役割はありますよという事なのです。</p> <p>C 委員： ですから、単純に何かに制約を与えるとかではなくて、文章的にそのように並べるよ、実際にそのような効果もあるという事ですね。</p> <p>会 長： 何かお話を聞いていると、ひょっとしたら守るところと削るところがあって、「防災」の観点からすると、自然に手を付けるのは良くないという事もあるのかなと思いました。</p> <p>A 委員： そこまで深くは考えていませんでした。</p> <p>C 委員： そこまで言ってしまうと色々と問題がありそうですから、表現的にそのような事も入れたほうが良いという単純な話であれば良いと思います。ただ「防災」という観点から実行していくような話にはならないという事です。</p> <p>会 長： 「防災」の役割もありますという事ですね。皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>F 委員： 仮にこの文章を生かすとすれば、「人々の癒しの場であり、生産地であり」とありますが、これを「人々の癒しの場であり、生産の場であり」としてはどうでしょうか。何か語呂合わせみたいですがすけれども。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： よろしいでしょうか。リーダー会議に持ち帰る事になりますけれど。これで提案を頂いた部分について一度話し合いを終えた事になります。何かご意見はございませんか。文言を分かりやすくするといったような話をしていきたいと思うのですが。よろしいでしょうか。</p> <p>B 委員： 結局、A委員が提案された2つについては、リーダー会議に持ち帰るという事ですか。</p> <p>会 長： どうでしょうか。文章は今作れますか。先程までのお話としては、第6節の中に第31条と第32条を追加するという事です。第31条と第32条を分けるのか、それとも一緒にするのかという意見もありました。今この場で決める事は出来るのでしょうか。いずれにせよ、ここに入れるというご意見が多数です。前回の議事録が出来たばかりという事もあり、それについての確認もしなければならぬので、合わせて行うという事でよろしいでしょうか。B委員だけではなく皆さんからも、分かりやすい条文にするだとか、語尾を軟らかくするだとか、親しみやすくするといったような意見が出ておりました。また、反対意見というか、条例という性格上どうなのではないかという意見もありました。</p> <p>B 委員： 事務局に「です・ます調」の軟らかな表現に修正してもらいましたけれど、色々なところに、条例的な言葉だとか、役所的な言葉だとか、そのようなものが沢山残っているような気がするのです。これらをやはり、もっと市民目線というか、分かりやすい表現に変えたほうが良いのではないかと考えています。</p> <p>会 長： 例えば、ここを直したほうが良いというのはありますか。</p> <p>B 委員： チェックしていたのですが、今日は持ってきていません。要は役所的であるという怒られるかも知れませんが、どっちとも採れるような表現が多々見受けられたので、変える必要があるように思います。例えば、第5条の「市民は、良好な景観と豊かなみどりづくりの主体であることを認識し」とあり、「主体」でも良いかとは思いますが、ここを「主人公」として、「主人公であることを認識し」というような表現としてはどうかと思います。それから第6条に「必要な施策を策定し」とありますけれど、別に「策定」という言葉を使わなくても良いと思います。「必要な施策を作り」でも良いと思います。それから第7条の最後のほうですけども、「市が実施する景観・みどりづくりに係る施策に協力しなければなりません。」とありますが、この「係る」という言葉がまさに役所的な表現ですよ。これらがそのまま残っていますので、文章的にチェックしたほうが良いように思っています。</p> <p>会 長： どうでしょうか。皆さんからも分かりやすくというご意見はいただいております。例えばという事でB委員からご意見を頂きました。そのような目線で全体を確認し、手直しをしてはどうかという事です。逆に硬いほうが良いという方はいませんか。当初から、運用するにあたっては自分達のものにするとか、分かり易いとか、浸透しやすいとか、すっと入ってきやすいものにするといっ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>た意見がありましたので、そのような事も考える必要があるのかなと思います。大人がこれを率先してやって行くのでしょうか、E委員、条例ではありますが、子供感覚という事についてはどうでしょうか。</p> <p>E 委員： 私は常にこのような文章を目の前にしているので、それほど違和感を覚えませんが、条例ですので、地方の法律という意味合いから考えると硬い言葉になると思います。しかし、一般化するために、もし言葉を軟らかくする必要があるのであれば、それはそれで良いのではないかと思います。</p> <p>A 委員： すいません。先程B委員がおっしゃった事ですけど、最初の部分を聞きそびれてしまったので、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。</p> <p>B 委員： 7ページ第5条の事です。</p> <p>会 長： 第5条の2行目に「主体であることを認識し」とありますが、その「主体」を「主人公」に変えてはどうかという意見だったと思います。</p> <p>B 委員： 例えばの話ですけど、そういった言葉の変化も必要かなという事で例としてあげました。</p> <p>A 委員： すいませんよろしいでしょうか。8ページの第9条第2項に「基本計画の策定にあたっては、都市計画マスタープランとの整合を図る<u>もの</u>とします。」とあり、次のページの第11条第2項にも「市長は、国又は」で始まり、最後に「<u>回答するもの</u>とします。」とありますが、この「もの」とはどのような事なのかなと、今思いました。</p> <p>会 長： きちんとしていくと、そのような事が沢山あると思います。そういう部分を手直したほうが良いという事になるのでしょうか。それで条例としてどうなのかという事を大きな視点で見る必要があるかも知れません。それら皆さんの意見を基に事務局と手直するという事でよろしいでしょうか。特別こんな語尾とか文言にしたほうが良いというのはありますか。他にございますか。取りあえずこれで皆さんからいただいた条例への思い、例えば、登別らしさであるとか、子供達への思いであるとか、そういったものがこの中に入っているのでしょうか。よろしいでしょうか。これで出来上がったものについて、再度皆さんに見てもらいたいと思います。あとは条例の名称ですけど、ずっと(仮称)となっております。出来上がってからふさわしい名称を付ける事になるのかとは思いますが、何かありませんか。基本的に他の自治体の真似をする必要もないでしょうけど、最初のほうに何か形容詞的なものを付けるのでしょうか。「癒しの」とか「ふるさと」といった文言が入るのかも知れません。名前については皆さんに考えてきてもらいたいと思います。出来上がったものに名称を付けるのが一番良いのかもしれませんが、こういう思いで作ったという事があると思います。ご意見があれば承りますが。</p> <p>F 委員： 素案の名称は「(仮称)ふるさとのぼりべつ癒しの景観・みどりづくり条例」</p>
-----------------------	--

となっておりますが、少し長いですかね。あとは、ちょっと思いつきで言うものなんですが、こういう条例というのは、創造というか、造り上げて行くというような内容が必要なのではないかと思えます。「活かし、守り、育て、創造する」というような言葉の流れが必要かなと思ったのですが、我々の案では「守り、育て、活かし」という順番になっているのです。ですので「育てる」という事に、今言った「創造する」という意味も持たせるとすれば、まず、我々の祖先というか、先人たちが造り育ててきたものを生かすのが大事であり、それから守って行く事が大事だと思えます。そして「育てる」という言葉の順番になるような気がしますので、「活かし・守り・育てる」という順番が良いように思えます。どんな順番でも意味は通じるとは思いますが、そのように感じておりました。

会 長： 今のお話は前文についてでしょうか。

F 委員： そうです。前文についてであります。

会 長： まとめる時に検討したいと思えます。

F 委員： やはり新しいものを造って、次代へ引き継がなければならないと思えますので、リーダー会議のほうで検討してもらえればと思えます。

会 長： 他に何かありませんでしょうか。

事務局： よろしいでしょうか。G委員が体調を崩してしまい委員を続ける事が出来なくなりましたので、退任した事を報告いたします。

会 長： すいません。司会が下手で長丁場となっております。前会長から引き継いで丸2年が経過した事は本当に申し訳なく思っておりますが、頑張ってまとめ上げたいと思えますので、皆さん最後までご協力をお願いいたします。それでは本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。